15年以上16年未満	331,000
16年以上17年未満	339,800
17年以上18年未満	347,300
18年以上19年未満	355,100
19年以上20年未満	362,300
20年以上21年未満	369,500
21年以上22年未満	375,500
22年以上23年未満	380,600
23年以上24年未満	385,000
24年以上25年未満	390,400
25年以上26年未満	394,400
26年以上27年未満	398,400
27年以上28年未満	402,600
28年以上29年未満	406,000
29年以上30年未満	409,000
30年以上31年未満	411,700
31年以上32年未満	418,200
32年以上33年未満	419,700
33年以上	420,800

別表第十二（第五条第一項第五号関係）

経験年数	月額
	円
1年未満	195,400
1年以上2年未満	201,600
2年以上3年未満	207,400
3年以上4年未満	215,400
4年以上5年未満	222,100
5年以上6年未満	229,500
6年以上7年未満	236,700
7年以上8年未満	237,500
8年以上9年未満	242,800
9年以上10年未満	248,000
10年以上11年未満	253,500
11年以上12年未満	259,100
12年以上13年未満	266,000
13年以上14年未満	271,800
14年未満	277,900
15年未満	283,500
16年未満	289,100
17年未満	294,900
18年未満	300,400
19年未満	305,600
20年未満	308,700
21年未満	312,400
22年未満	318,700
23年未満	322,500
24年未満	324,900
25年未満	326,500
26年未満	327,800
27年未満	329,600
28年未満	330,600
29年未満	331,700
30年未満	333,400
31年未満	334,000
32年未満	334,400
33年未満	336,200
35年未満	337,500
36年未満	338,400
37年未満	339,200

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十三条、第四十八条、第六十八条及び第七十七条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日　　文部科学大臣　下村　博文

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条、第五十一条、第七十二条、第七十三条、第七十六条、第百七条、第百二十六条及び第百二十七条中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改める。

第百二十八条第二項中「、道徳」を「及び道徳」に改める。

第百三十条第二項中「道徳」を「特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）」に改める。

別表第一、別表第二及び別表第四中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第五十条、第五十一条、第百二十六条及び別表第一の改正規定並びに次項の規定　平成三十年四月一日

二　第七十二条、第七十三条、第七十六条、第百七条、第百二十七条、第百二十八条第二項、第百三十条第二項、別表第二及び別表第四の改正規定　平成三十一年四月一日

（経過措置）

2　平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における学校教育法施行規則第百三十条第二項の適用については、同項中「道徳」とあるのは「道徳（特別支援学校の小学部にあつては、特別の教科である道徳）」とする。